

令和元年

# 第2回議会臨時会会議録

自 令和元年11月5日

至 令和元年11月5日

福島県会津坂下町議会

令和元年第2回会津坂下町議会臨時会会議録

令和元年11月5日から令和元年11月5日まで第2回臨時会が町役場議場に招集された。

令和元年11月5日 午前10時00分

1. 応招議員（16名）

1番 物江政博	2番 赤城大地	3番 横山智代
4番 渡部正司	5番 小畑博司	6番 佐藤宗太
7番 山口享	8番 三橋薫	9番 青木美貴子
10番 五十嵐正康	11番 渡部順子	13番 水野孝一
14番 酒井育子	15番 猪俣恒雄	16番 古川庄平

2. 不応招議員（1名）

12番 五十嵐一夫

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐藤仁一	議事調査係長	佐藤潤一
書記	蓮沼英樹		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	齋藤文英	副町長	日下亮
教育長	鈴木茂雄	会計管理者	若林勝治
総務課長	大島光昭	政策財務課長	荒井敏之
生活課長	村山隆之	建設課長	板橋正良
産業課長	五十嵐吉雄	教育課長	青木睦昭
子ども課長	佐藤美千代	監査委員	仙波利郎

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時00分)

◎議長（古川庄平君）

皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は、15名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第2回会津坂下町議会臨時会を開会いたします。

なお、12番 五十嵐一夫 君より、所用のため欠席の届出がありますので、ご報告いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（古川庄平君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員として、11番、渡部順子君、13番、水野孝一君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（古川庄平君）

日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

第2回臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

ご異議ないものと認めます。これによって、本臨時会は、本日1日と決定しました。

日程第3「諸報告について」であります。議長より、1件を提出いたします。

町長から、報告1件の提出がありました。議長報告第21号「専決処分の報告について専決第10号損害賠償の額の決定について」であります。朗読を省略して、内容の説明を求めます。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（古川庄平君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

おはようございます。それでは、議長報告 第21号 町長報告 第14号、専決処分の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしましたので、同条第 2 項の規定により、報告をするものであります。専決第 10 号「損害賠償の額の決定について」ご説明を申し上げます。

本件は、令和元年 9 月 1 日午前 8 時頃、会津坂下町字松ノ目 1 6 2 4 番地 1 地内で発生した、対物事故についての損害賠償であります。

事故の発生の経緯であります。ばんげ保育所において、奉仕作業の刈払機（草刈機）による除草中、草刈機による跳ね石で、ばんげ保育所に隣接しておりますアパートの駐車場に駐車していた軽乗用車の右側面、後部ガラスを破損し、さらに、そのガラス片により、車内に設置してありました、チャイルドシートを破損させたものであります。

賠償する相手方の住所並びに氏名であります。福島県河沼郡会津坂下町字松ノ目 1 6 2 4 番地 1、桐生恵子様であります。

損害賠償の額は、車両の右側面、後部ガラスの修理及びチャイルドシートに要した経費 52,799 円でありまして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により令和元年 10 月 21 日に専決処分を行なったというものであります。

報告は、以上であります。

◎議長（古川庄平君）

以上、説明のとおりでありますのでご承知願います。

町長より挨拶の申し出がありますのでこれを許可いたします。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（古川庄平君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）

みなさんおはようございます。本日ここに、令和元年第 2 回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

先月 12 日から 13 日にかけての台風 19 号につきましては、福島県内、特に中通り地方においては、深刻な被害が発生いたしました。被災された皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。我が町におきましては、一部、床上・床下浸水や農地被害等があったものの、人命に関わる重大な災害には至らず、胸をなでおろした状況にあります。これも、消防団をはじめとした、町民の防災意識の高まりが被害を最小限に留めたものと考えております。町といたしましても、個人の生命や財産を一瞬にして奪ってしまう災害から、被害を最小限に食い止めるため、町民の皆様とともに、万全の備えをしております。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、「会津坂下町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」及び「第六次会津坂下町振興計画基本構想及び基本計画について」のほか、町長報告 1 件、計 3 件のご提案となります。

これらの案件につきましては、印刷物によりお手元に差し上げたとおりでありますが、なにとぞ慎重なるご審議のうえ、原案のとおり承認賜りますようお願い申しあげまして、私のあいさつといたします。どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（古川庄平君）

日程第4、議案第82号「会津坂下町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第83号「第六代会津坂下町振興計画基本構想及び基本計画について」の2件を一括議題といたします。一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（蓮沼英樹君）

議案第82号「会津坂下町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」  
議案第83号「第六代会津坂下町振興計画基本構想及び基本計画について」

◎議長（古川庄平君）

これより、一括議題とした議案について順次説明を求めます。まず、議案第82号について説明願います。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（古川庄平君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

おはようございます。議案第82号会津坂下町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、「住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、関連条例であります「会津坂下町印鑑の登録及び証明に関する条例」の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中で、様々な活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活動推進の観点から、印鑑登録証明書に「旧氏（きゅううじ）」の記載を可能にするものです。

詳細については、新旧対照表によりご説明申し上げますので、新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の右側の欄が改正前、左側の欄が改正条例案であり、下線の部分が改正箇所であります。

第2条中、「住民基本台帳法に記載されている者」の前に「本町が備える」を加えます。次に、第5条第1項第1号中、「氏名、氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう、以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「若しくは通称の一部」の前に「、旧氏」を加え、「組合わせたもので表していないもの」を「組み合わせたもので表していないもの」に改め、同項第2号中「その他氏名」を「その他氏名、旧氏」に改め、同条第2項中「備考欄に記載されている」を「備考欄に記載がされている」に、「組み合わせたもの」を「組み合わせたもの」に改めます。

第6条第1項第3号を「氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録、以下同じ。）がされている場合にあっては氏名および当該旧氏、外国人住民に係る住民票に

通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)に改めます。

次に、第6条第1項第7号中「備考欄に記載されている」を「備考欄に記載がされている」に改めます。

第15条第2項第3号中「氏名、氏」の次に「(氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を加えます。

議案にお戻りください。附則としてこの条例は、公布の日から施行したいとするものがあります。説明は、以上です。

◎議長（古川庄平君）

次に、議案第83号について、説明願います。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

議長、政策財務課長。

◎議長（古川庄平君）

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

おはようございます。議案第83号 第六次会津坂下町振興計画基本構想及び基本計画について、ご説明いたします。

現在の「第五次会津坂下町振興計画」の計画期間が、今年度で終了することから、新たな総合計画となる「第六次会津坂下町振興計画」の基本構想及び基本計画を定めるため、会津坂下町議会基本条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものです。

それでは、計画案の内容について、ご説明いたします。資料の第六次会津坂下町振興計画（案）の3ページをご覧ください。

第六次振興計画策定にあたり、基本コンセプトを「人口が減少しても活力があり、町民一人ひとりが生きがいを持てる持続可能なまちを目指して」とし、「ばんげ創生まちづくり委員会」において素案を策定していただきました。

6ページからが「第1章 序論」となります。8ページをご覧ください。

3.の「計画の構成と期間」として、基本構想は、まちづくりの基本理念や将来像を明らかにするもので、計画期間を令和2年度から11年度までの10年間とします。

基本計画は、基本構想に定めた基本理念や将来像を実現するため、主要施策を分野別に体系的に示すもので、計画期間を前期・後期それぞれ5年間とします。

10ページからは、「第2章 基本構想」です。

基本構想は「1 まちづくりの理念」「2 まちの将来像」「3 協働による地域づくり」「4 土地利用の基本構想」で構成されています。

11ページをご覧ください。

「まちづくりの理念」は、会津坂下町の将来像を描こうとする上で、全町民共通の「想い」であり、「みんながつながる」とさせていただきました。中段から読み上げさせていただきますと、第五次会津坂下町振興計画の検証結果に「時代が変わっても受継ぐべきことを大事にしながら、時代の変化に対応した将来に期待がもてる、まちづくりのビジョンを明確にする必要がある」とあります。これは、従来の計画の延長ではなく、抜本的で革新的な視点が第六次会津坂下町振興計画に求められているのです。みんながつながり、夢や希望

をかなえることができるまち、私たちは、まちづくりの基本理念を「みんながつながる」としました。住民どうしがつながり、住民と集落がつながり、集落と地域がつながり、地域どうしがつながるまちづくりを目指します。

次に12ページは「まちの将来像」です。ここには、町の将来に対する「想いや願い」が込められています。委員会においてキャッチフレーズを決めるにあたり、町を思う様々な意見が出されました。多くの意見を検討しましたが、共通の想いは「やっぱり“ばんげ”がいい」という変わらない願いであり、「住み続けたい、やりたい事があふれるまち」には、基本計画につながる「ひと・暮らし・しごと・しくみ」の諸課題に総合的に取り組み、ばんげに誇りと愛着を持ち、将来にわたり住み続けたいと感じられるまち・ふるさとに戻り暮らしたくなるまち・夢を実現できるまちへの想いが込められています。

「まちづくりの目標」は、まちの将来像を実現するための施策を体系的にしたものであり、基本計画へつながるものであります。

1つ目は、『自ら学び、学び合う「ひと」を育むまち』で、主に子育て・教育・生涯学習などがメインとなり、「みんなとつながり、キラキラした自分になれるまち」を目指します。

2つ目は、『安全・健康で、快適な「暮らし」のあるまち』で、主に福祉・環境・防災などがメインとなり、「みんなの心と身体が健康で、安心して暮らせるまち」を目指します。

3つ目は、『活力と魅力があふれ、人が集い「しごと」が生まれるまち』で、主に農林業・商工業・観光交流がメインとなり、「未来を見据え、農林業・商工業・観光業が進化するまち」を目指します。

4つ目は、『一人ひとりがつながり、みんなで「しくみ」を創るまち』で、主に地域づくり・行政運営がメインとなり、「地域を盛り上げ、地域づくりを通して楽しく明るいまち」を目指します。

次に13ページは「3 協働による地域づくり」です。ここでは、地域づくりにおける現状と課題を「担い手不足と連帯感の希薄化」と「コミュニティセンターを拠点とした地域課題解決型の地域づくりを目指す姿」としました。そのためには、地域づくりに係わる全ての立場の町民が連携し、期待される役割を担うことが大切であり、住民の役割・地域の役割・行政の役割をそれぞれ明確にしました。

次に14ページは「4 土地利用の基本構想」です。土地利用の基本方針を示しております。

17ページからは「第3章 基本計画」です。はじめに基本計画の体系を明記しております。基本構想の中で触れました4つの「まちづくりの目標」に基づき、それぞれ3節から5節の柱を置きました。

18ページには、1つ目の目標である『自ら学び、学び合う「ひとづくり」』を達成するため、「第1節 子育て・教育環境の整備」、「第2節 生涯学習・スポーツの推進」、「第3節 歴史・文化の伝承」まで3本の柱を置き、その「ねらい」を定めました。

19ページをご覧ください。「第1節 子育て・教育環境の整備」には「子育て支援、地域との連携、学力の向上」の3つの施策を位置付けました。「現状と課題」として、【子育て支援】については、安心して子どもを産み育てられる環境を早急に整備する必要があります。【地域との連携】については、地域との連携を図り、学校教育の中で地域の人材を活用する仕組みの構築が課題となっています。【学力の向上】については、グローバル化に対応するための教育が必要です。家庭学習の時間が十分確保できない等の問題や学習意欲の低下も懸念されます。

次に、「目指すべき方向」として、【子育て支援】については、支援機関の連携を図り、

切れ目のない支援ができる体制づくりと、保護者が育児に必要な知識を得ることができる環境をつくります。

【地域との連携】については、子どもが地域の人に見守られながら成長できる環境づくりと、豊かな学びを推進するため、地域の人材を活用する仕組みを構築します。

【学力の向上】については、情報教育の充実・学習意欲の向上への取り組みはもとより、規則正しい生活習慣を身に付ける取り組みを進めます。

20 ページには、目指すべき方向を具体化するために、重点的に進める施策を明記いたしました。

21 ページをご覧ください。「第2節 生涯学習・スポーツの推進」では、「生涯学習の推進、スポーツの振興、文化・芸術活動の振興」の3つの施策を位置づけました。

「現状と課題」として、【生涯学習の推進】については、誰もが気軽に学べる環境を提供することが必要です。

【スポーツの振興】については、子どもから高齢者まで元気に暮らし続けるために、スポーツやレクリエーションによる健康づくりに取り組む必要があります。

【文化・芸術活動の振興】については、文化・芸術活動と合わせ、誰もが本に親しむ読書活動を推進する必要があります。

次に、「目指すべき方向」として、【生涯学習の推進】については、学びたい人の希望に沿った学習内容や学習できる場所等の情報を提供できる仕組みを構築します。

【スポーツの振興】については、年齢・体力・興味に応じた多種多様な活動ができる環境をつくります。

【文化・芸術活動の振興】については、発表の機会を創出することで、芸術活動の振興を図ります。また、読書活動を推進するため、司書の配置等を図ります。

22 ページには、重点的に進める施策を明記いたしました。

23 ページをご覧ください。「第3節 歴史・文化の伝承」には、「地域を学ぶ活動の推進、文化財の保存と活用、史跡・遺跡の保存と活用」の3つの施策を位置付けました。

「現状と課題」として、【地域を学ぶ活動の推進】については、古文書や歴史資料を収集し、郷土を学ぶ資料として活用していくことが大切です。

【文化財の保存と活用】については、無形民俗文化財は後継者が不足し、伝統ある芸能・文化の伝承が難しくなっています。

【史跡・遺跡の保存と活用】については、多くの史跡・遺跡を町の宝として伝え遺すために、文化財調査・鑑定・遺跡パトロール等を通じて適正な管理をしていく必要があります。

次に、「目指すべき方向」として、【地域を学ぶ活動の推進】については、世代間交流や学校教育と連携した郷土学習の実施により、自分の住む地域を理解する活動を推進します。

【文化財の保存と活用】については、文化財を活用することで郷土の歴史への理解を深め、地域や学校教育と連携した郷土芸能・文化の伝承に取り組みます。

【史跡・遺跡の保存と活用】については、史跡・遺跡の保護、保存に努め、郷土学習の場、観光資源、地域の憩いの場として計画的に整備します。

24 ページには、重点的に進める施策を明記いたしました。

26 ページには、2つ目のまちづくりの目標である『安全・健康で、快適な「くらしづくり」』を達成するため、「第1節 健康づくり」、「第2節 福祉の充実」、「第3節 安全・安心な環境づくり」、「第4節 循環型社会の形成」、「第5節 生活環境の整備」まで5本の柱を置き、その「ねらい」を定めました。

27 ページをご覧ください。「第1節 健康づくり」では、「健康づくりの推進、疾病予防・健康診査の充実、食育の推進、介護・医療体制の強化」の4つの施策を位置付けました。「現状と課題」では、【健康づくりの推進】については、より身近な地域での健康づくりを推進する取り組みが求められています。

【疾病予防・健康診査の充実】については、健康に対する意識の向上を図り、受診を促す取り組みが必要です。

【食育の推進】については、子どもから高齢者まで食に関する知識を身につけ、健康的な食生活を実践することが必要です。

【介護・医療体制の強化】については、需要が高まっている介護分野での人材不足が課題です。

次に、「目指すべき方向」では、【健康づくりの推進】については、地区や集落などで実施するサロン活動の中で、健康づくりの取り組みを進めます。

【疾病予防・健康診査の充実】については、幼少期から適正な生活習慣を身につけることで、健康に対する意識を向上させ、健診の受診を促進します。

【食育の推進】については、【健康づくりの推進】と同様に、地区や集落などで実施するサロン活動の中で食育活動を進めます。

【介護・医療体制の強化】については、介護人材育成のための研修等の受講を支援します。28 ページには、重点的に進める施策を明記いたしました。

29 ページをご覧ください。「第2節 福祉の充実」では、「高齢者福祉の充実、障がい者福祉の充実、社会福祉の充実」の3つの施策を位置づけました。

「現状と課題」として、【高齢者福祉の充実】については、必要な支援を適時提供するために相談機能の充実が必要です。

【障がい者福祉の充実】については、気軽に相談でき、情報を共有できる場が求められています。

【社会福祉の充実】については、一人ひとりが思いやりを持ち社会全体で支え合う仕組みづくりが必要です。

次に、「目指すべき方向」として、【高齢者福祉の充実】については、地区や集落などで実施するサロン活動の中で、様々な取り組みを実施しながら、見守り体制を構築します。

【障がい者福祉の充実】については、住み慣れた地域で自分らしく生活できる社会の実現を目指します。

【社会福祉の充実】については、ボランティア活動に積極的に取り組んでいる個人や団体が活動しやすい仕組みをつくりまします。30 ページには重点的に進める施策を明記いたしました。

31 ページをご覧ください。「第3節 安全・安心な環境づくり」では、「防災体制の強化、交通安全対策の充実、生活の安全・安心」の3つの施策を位置付けました。

「現状と課題」として、【防災体制の強化】については、防災の要である消防団員の人員確保や初動体制の確保が課題となっています。

【交通安全対策の充実】については、高齢者の交通事故防止対策が急務となっています。

【生活の安全・安心】については、高齢者の犯罪被害防止と空き家の安全対策に取り組まなければなりません。

次に、「目指すべき方向」として、【防災体制の強化】については、消防団員の確保と班編成等の見直し、地域の自主防災活動を促進します。

【交通安全対策の充実】については、高齢者の運転免許証の自主返納に伴い、増加する

公共交通の多様な需要に対応するため、より利用しやすい交通環境を整備します。

【生活の安全・安心】については、各種団体と連携し防犯意識の向上を図るとともに、空き家の適正管理を促進し安全対策を実施します。32 ページには、重点的に進める施策を明記いたしました。

33 ページをご覧ください。「第4節 循環型社会の形成」では、「ゴミ減量化・リサイクルの推進、環境美化の推進、エコ活動の推進」の3つの施策を位置付けました。

「現状と課題」として、【ゴミ減量化・リサイクルの推進】については、ゴミの総排出量を減らす取り組みは継続的に進めていかなければなりません。

【環境美化の推進】については、不法投棄を未然に防止することが課題となっています。

【エコ活動の推進】については、環境保全に対する意識を向上させることが重要となっています。

次に、「目指すべき方向」として、【ゴミ減量化・リサイクルの推進】については、資源回収事業の取り組みを推奨し、生活環境の変化に対応したエコ活動を実践します。

【環境美化の推進】については、不法投棄をさせない取り組みを進めます。

【エコ活動の推進】については、環境教育や啓発活動を実施しながら、エコ活動を推進します。34 ページには、重点的に進める施策を明記いたしました。

35 ページをご覧ください。「第5節 生活環境の整備」では、「都市機能の充実、住環境の整備、生活道路・橋梁の整備、公共交通手段の確保」の4つの施策を位置付けました。

「現状と課題」として、【都市機能の充実】については、空き家・空き店舗の増加など中心市街地の空洞化が進んでいます。

【住環境の整備】については、住環境の整備により、定住を促進し人口減少を抑制する必要があります。

【生活道路・橋梁の整備】については、生活に密着した町道を適時整備していく必要があります。

【公共交通手段の確保】については、生活に必要な公共交通を維持・確保していくことが必要です。

次に、「目指すべき方向」として、【都市機能の充実】については、快適なゆとりの空間と歩いて暮らせるまちづくりを推進し、中心市街地のにぎわいを創出します。

【住環境の整備】については、町有財産を住宅用地として有効活用するなど良好な住環境を整備します。

【生活道路・橋梁の整備】については、子どもや高齢者・障がい者に配慮した安全でゆとりある道路環境をつくります。

【公共交通手段の確保】については、商店街や観光施設等と連携したサービスや利便性の向上により、地域公共交通の利用促進を図ります。36 ページには、重点的に進める施策を明記いたしました。

38 ページには、3つ目のまちづくりの目標である『活力と魅力があふれ、人が集う「しごとづくり」』を達成するため、「第1節 農林業の振興」、「第2節 商工業の振興」、「第3節 観光・交流の促進」まで3本の柱を置き、その「ねらい」を定めました。

39 ページをご覧ください。「第1節 農林業の振興」では、「担い手の育成・支援、農業の基盤づくり、森林環境の整備」の3つの施策を位置付けました。

「現状と課題」として、【担い手の育成・支援】については、担い手の確保と育成や、大規模経営化・経営の多角化など、農業の将来を見据えた取り組みが必要です。

【農業の基盤づくり】については、老朽化した農業用施設の維持管理が課題となってい

ます。

【森林環境の整備】については、森林機能の低下が進んでいるため、森林の適正な維持管理が必要です。

次に、「目指すべき方向」として、【担い手の育成・支援】については、農業後継者の育成や就農環境の整備を推進するとともに、発展性のある販売促進活動等を実施し安定的な農業経営を支援します。

【農業の基盤づくり】については、農業・農村が持つ多面的機能を保全するため、補助金等を活用し農業用施設の適切な維持管理に努めます。

【森林環境の整備】については、森林の持つ公益的な役割と多面的な機能が発揮されるよう、森林環境の管理に努めます。40 ページには、重点的に進める施策を明記いたしました。

41 ページをご覧ください。「第2節 商工業の振興」では、「町製品の販路拡大、街なかにぎわいの活性化、経営体の育成・支援」の3つの施策を位置づけました。

「現状と課題」として、【町製品の販路拡大】については、販路拡大のため、消費者ニーズを的確に把握することが必要です。

【街なかにぎわいの活性化】については、空き家・空き店舗が解消されず中心市街地の空洞化が進んでいます。

【経営体の育成・支援】については、生産年齢人口の減少等による労働力の確保や人材育成が課題となっているほか、働きやすい労働環境を整備することが急務となっています。次に、「目指すべき方向」として、【町製品の販路拡大】については、戦略的な販売促進活動と情報発信の継続、ターゲットを限定したマーケティングなど、販路拡大に向けた取り組みを強化します。

【街なかにぎわいの活性化】については、創業支援の推進、定住促進事業や各種団体と連携したイベントの開催など中心市街地の活性化に向けた取り組みを推進します。

【経営体の育成・支援】については、経営基盤の強化や事業規模の拡大、働きやすい労働環境づくりを支援します。42 ページには重点的に進める施策を明記いたしました。

43 ページをご覧ください。「第3節 観光・交流の促進」では、「交流によるにぎわいの創出、地域資源の活用、祭りの活性化」の3つの施策を位置づけました。

「現状と課題」として、【交流によるにぎわいの創出】については、いかに町内へ観光客を誘導するかが課題となっています。

【地域資源の活用】については、地域活性化につなげるため、地域資源を活用した新たな発想が求められています。

【祭りの活性化】については、町内の祭り・イベントに訪れる観光客の減少や担い手不足が懸念されています。

次に、「目指すべき方向」として、【交流によるにぎわいの創出】については、観光ボランティアの人材育成や観光周遊コースの作成、特産品や観光地のPR活動を積極的に実施します。

【地域資源の活用】については、異業種間の連携により特色ある地域資源を活用するなど、新たな発想で地域の活性化を図ります。

【祭りの活性化】については、誰もが参加して楽しむことができる祭り・イベントを開催することで、集客を図ります。44 ページには重点的に進める施策を明記いたしました。

46 ページは、4つの目のまちづくりの目標である『一人ひとりがつながり、みんなで創る「しくみづくり」』を達成するため、「第1節 地域運営の仕組みづくり」、「第2節 住

民が参画する仕組みづくり」、「第3節 行財政運営の強化」まで3本の柱を置き、その「ねらい」を定めました。

47ページをご覧ください。「第1節 地域運営のしくみづくり」では、「協働の推進、地域・行政・各種団体の連携、コミュニティセンター運営の充実」の3つの施策を位置付けました。

「現状と課題」として、【協働の推進】については、地域への帰属意識や連帯感が希薄になりつつあることから、協働の意義を共有し、地域づくりを進めなければなりません。

【地域・行政・各種団体の連携】については、人口減少や少子高齢化に伴う地域課題に対応するため、住民・地域・行政の連携だけではなく、既存団体の幅広い連携が必要です。

【コミュニティセンター運営の充実】については、コミュニティセンターが地域課題の把握と解決に向けた活動の拠点となるため、住民・地域の意識と係わり方、行政の責務を再確認し、地域にとって欠かす事のできないものになる必要があります。

次に、「目指すべき方向」では、【協働の推進】については、住民・地域・行政が強い絆でつながり地域づくりに取り組んでいくため、それぞれの立場や特性を認め合い連携する環境を整えます。

【地域・行政・各種団体の連携】については、行政が中心的担い手となり地域づくりを進める環境を整え、地区どうしの連携や各種団体等との連携を推進します。

【コミュニティセンター運営の充実】については、地域づくり活動の拠点として、地域課題の解決に積極的に取り組んでいくため、行政が中心的な担い手として運営します。48ページには、重点的に進める施策を明記いたしました。

49ページをご覧ください。「第2節 住民が参画するしくみづくり」では、「地域を担う人材の育成、参画しやすい環境づくり、効果的な情報の受発信」の3つの施策を位置付けました。

「現状と課題」として、【地域を担う人材の育成】については、地域への帰属意識や連帯感が希薄化する中、地域の担い手不足が課題となっており、地域づくりを担う人材の確保と育成が求められています。

【参画しやすい環境づくり】については、価値観や生活様式の多様化により、地域づくり活動への参加者が減少し固定化されています。地域は自分たちで守っていくという意識の醸成と参画しやすい工夫が必要です。

【効果的な情報の受発信】については、様々な課題やニーズを的確に捉え、その対策や課題解決に役立つ情報を効果的に発信することが求められています。

次に、「目指すべき方向」として、【地域を担う人材の育成】については、地域への帰属意識を育む取り組みや、地域おこし協力隊の活用など、移住者の視点を盛り込んだ地域づくり活動の推進を図ります。

【参画しやすい環境づくり】については、子どもから高齢者まで誰もが参加しやすい工夫をすることで、住民と地域が強い絆でつながり、住民が地域づくり活動に主体的に参画できる環境をつくります。

【効果的な情報の受発信】については、広く地域住民の声を受け止め地域課題の的確な把握に努めるとともに、地域課題の解決のため、情報を効果的に発信する仕組みを構築します。50ページには重点的に進める施策を明記いたしました。

51ページをご覧ください。「第3節 行財政運営の強化」では、「職員の人材育成、行政事務の効率化、情報発信の充実」の3つの施策を位置付けました。「現状と課題」として、【職員の人材育成】については、協働によるまちづくりを推進していくため、町民に信頼

される職員の育成と能力向上が求められています。

【行政事務の効率化】については、多様化する住民ニーズへの対応や行財政健全化の推進のため、行政サービスの質の向上と事務の効率化が求められています。

【情報発信の充実】については、住民が必要とする情報と行政が発信したい情報を分かりやすく、適時発信することが求められています。

次に、「目指すべき方向」として、【職員の人材育成】については、実務研修や町独自の職員研修等を実施するとともに、地域づくり協議会による地域づくり活動への積極的な参画を促進します。

【行政事務の効率化】については、一部事務組合での共同処理による事務の効率化や ICT 等を活用した事務処理の迅速化・簡素化、事務事業の見直し等を継続的に推進します。

【情報発信の充実】については、町が発信すべき情報等を、広報紙やホームページ、SNS 等を活用し、効果的に発信します。52 ページには重点的に進める施策を明記いたしました。

なお、参考資料として、「ばんげ創生まちづくり委員会」の活動内容、並びに第六次の振興計画に、若者の思いや具体的なアイデアを計画に反映することを目的に組織された「ばんげ政策デザイン塾」並びに「アンダーサーティまちづくり集会」の活動内容を添付いたしました。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

以上をもって、議案の説明を終わります。

◎議案第 8 2 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

質疑・討論・採決は 1 件ごとに行います。

まず、議案第 8 2 号「会津坂下町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 8 2 号「会津坂下町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。この採決は挙手をもって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

次に、議案第83号「第六次会津坂下町振興計画基本構想及び基本計画について」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎4番（渡部正司君）

議長、4番。

◎議長（古川庄平君）

4番、渡部正司君。

◎4番（渡部正司君）

この計画に対しての町長の思い入れをお聞きしたいです。これまでの議論の中では、次期振興計画に示したいという答弁がいくつかあったと思います。この振興計画の中で一番の思い入れはどこのところなのか、先週の質疑においてもこのことを伺ったのですが、町長がいらっしゃらなかったのですが、所管はこれについてちょっと答えることはできなかったと。つまり町長が堅持したい主眼というか、十分、周知、浸透されていないんじゃないかと、ちょっと疑った見方をするとですが、そんな風に思ったんです。この振興計画に対する町長の一番の思い入れというのは、どこに示されているのか、そして、そのことを町民へ明確に示すってことが私は必要だと思うんですが、その事もどのように考えているのか伺いたいと思います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（古川庄平君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）

今回の振興計画につきましては、先ほどの説明の中で政策財務課長が説明しましたように、やっぱり今までの振興計画と手法が違う、まずこれが基本です。ただご承知のように町づくりというのは第五次であろうと第六次であろうと繋がっていることは間違いありません。その中で第六次の一番の課題となったのは、やっぱりこれだけ人口減少、例えば第五次では人口二万人を目指す、あるいは日本一の教育、子どもを支援するという数値的なものがありました。ただ今回ご承知のようにやっぱり一番最初の、これはやっぱりまちづくり委員会の講師になった方も言うておられましたけど、今地域にとって一番大事なのは持続していくことが大事であって、そして一人二人の思い入れだけであって町づくりをす

るものではない。そして、いろんな世代間の中で色んな意見を出してもらって、それをやっぱり集約した中の町づくりをしていく必要があるんじゃないかと言っておられました。そして、やっぱり一番大きな部分としては、これはやっぱり私としても大きかったんですが、今の財政状況の中で振興計画はどの程度もってけばいいのか、ベクトルは全然違うんです。その中で財政健全化アクションプランもつくりました。そして、やっぱりまちづくりの未来をみるのであれば、我々、色んな世代の方の生活環境も大事でありますけど、若い人がどう思っているか。そういう意味で今回はアンダー30のまちづくり集会、そして政策デザイン塾、この方たちの意見を取り入れながら今回の振興計画をつくりました。その中で、これも基本的な私の考え方ですが、色んな施策や事業をつくっても財政の裏付けがなければダメなんです。そういう意味で、ご承知のように財政健全化アクションプランの中に、前期はいかにして財政を健全化にもっていくか、後期になればある程度の余裕ができれば色んな施策もできると思います。そういった意味でまず現状の課題解決をやっていく上である程度の実施計画をつくり、そして財政が楽になったら情報修正していく。今までのやり方というのは、やり方と言っては失礼なんだけれども、ある程度目標を立てて、その中で出来ないとなると、どうしても途中で下方修正となります。これやっぱりまちづくりの中では住民意識を高揚させる意味では非常にマイナスではないか。逆に今が一番厳しいところから始まるかもしれないですが財政健全化の中で振興計画の前期はやっぱりある程度の色んな課題を解決しながら繋いでいって我慢していただきながら、そして財政がしっかりしたところで、今実施計画は3年計画で毎年ローリングやっています。その中で豊になってくれば事業を拡大するか、あるいは期間を短縮するか、そういう見方をするまちづくりをするのが今一番必要じゃないかと思っています。それをこの中に入れた中で、やっぱりなかなか10年後のという部分が本当は振興計画、まちづくりで一番大事なんですけど、これからつくっていく上で、まず第六次の前期は、第五次がまだまだ続いていますので、第五次を総括しながら、課題を解決しながら、そして前期である程度の財政の目途が立ったら、後期に向けて、ある程度の振興計画、実施計画の中で色んなプランを立てていくのが非常に今の中では一番現実的ではないかと考えています。先ほどお話しされましたように、次の振興計画に向けるというのはそういう意味であって、全てを次に向けるんじゃないくて、まちづくりって言うのは持続しています。第五次を繋ぎながら第六次をやっていますので、第六次の中ごろから第七次も始まりますから、やっぱり一番大事なのは、何回も申し上げますように持続していくっていうのは坂下町だけの問題じゃありません。やっぱり色んな形、地方の方とお話ししていると、地域全体としてやっぺいかなければならない事がいっぱいあります。それも含めて坂下町のポジションはどこかというところ、やっぱり色んな部分がありますので、ここは持続していくっていう、やっぱりマイナス的に見えるかもしれないけれども、そうじゃなくて、人口減少して地域経済が疲弊してく中で持続していくのは非常に努力いります。それをこれから、今回の振興計画基本構想、基本計画をつかった中で、これからの実施計画の中で具体的にどう進めていくかっていうのは一番のこれからのポイントだと思いますので、そういう形でのやっぱりこれからのまちづくりが一番必要なことだと考えています。

◎議長（古川庄平君）

他に質疑はありませんか。

◎4番（渡部正司君）

議長、4番。

◎議長（古川庄平君）

4番、渡部正司君。

◎4番（渡部正司君）

この計画策定の背景についてです。これまでの議会全員協議会の中でも質問したんですけど、これまでの経過を踏まえた今後の概要というのは欠落しているのではないかと思います。町長が答弁された中身も点ではなく繋がっているというお話ですから、今進んでいる中でも第六次あるいは第七次まで進んでいるということでありました。この質問をした時にですね、シンプルを目指したので、今回のこれまでの経過は入れなかったと答弁されましたが、これ先週の話ですが。しかしながらこれがないと連続性が途切れてしまう、つまり点になってしまうのではないかと思います。ですから、計画策定のバックグラウンドとして、いわゆる前号までの「あらすじ」というものを示す必要はやっぱりあるんだろうと思います。今回そのことによって、今般示したものがいきいきとなって表れてきて、その存在の重みも持ってくるのかなと思います。計画策定の経過の折り込みをどのように考えていらっしゃるのか伺います。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

議長、政策財務課長。

◎議長（古川庄平君）

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

現状と課題と目指すべき方向性の部分で、例えば現状なら現状をもっと詳しく出す出すべきじゃないかというお但しだと思います。現状と課題、また目指すべき方向性については、創生委員会の中で第五次振興計画の検証を行った、その結果を現状として見極めて課題として整理したものです。その計画書の作成方法につきましても第五次振興計画の検証から第六次においては基本的に分かりやすく短い表現で行いたいというのが委員会の中での検証結果でした。そういったことから、現状と課題につきましても目指すべき方向につきましても、これまでの議論の中をあえてシンプルに核心だけついたような形で出したところですが、それで検証が終わって現状と課題、目指すべき方向が整理された中で、この中で今後のまちづくりという部分を委員会の中で話し合ってきましたので、この表現の仕方、これについてはこの形が協議のスタートでありますので、この形を維持していきたいという風に考えています。

ただ、この検証にいたるまでには、やはり町のアンケート調査ですとか、第五次をきちっと読み砕いていただいたという部分がありますので、その辺は検証も大事に行ったという部分もご理解願いたいと思います。

◎4番（渡部正司君）

議長、4番。

◎議長（古川庄平君）

4番、渡部正司君。

◎4番（渡部正司君）

もう1点伺います。振興計画作成プロセスということについて伺います。議会に示されたのは1週間前です。そして本日の臨時会です。地域づくり計画っていうのが半年前でしょうか、当初はあったと思います。これも含めて9月の定例会へ上程の日程だったと思いますが、現在に再びずれ込みました。少なくとも私たちの意見や議論がですね、計画に反映するような、そういう時間がちょっとないのではないかと思います。ここに示されて私たちが色々と議論するんですが、ただ議論しただけであって、そのことが結果としてどういう風になっていくのかさっぱり見えない部分があるんですね。議会との議論というのはどうしていくのか、町の最上位とする振興計画の作成プロセスがこれで良いという風に考えているのか、今後の地域づくり計画が今後出てくるとは思います、実施計画も同じようなプロセスを踏んでいくのか、ということをお尋ねしたい。計画作成プロセスについてどのように考えていますでしょうか。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

議長、政策財務課長。

◎議長（古川庄平君）

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

まず地域づくり計画につきましては、当初は9月を目途にして一緒に基本構想、基本計画、地域づくり計画ということで策定していきたいと考えていました。ただ、地域づくり計画は7地区のコミセン、地域づくり協議会単位でつくっていただいておりますので、町の基本構想、基本計画の大きなものが、目指すべき方向がある程度つかめないと、各地区の中でもやはり地域づくり計画はなかなか作っていけないというご意見がありまして、地域づくり計画につきましては、町の目指すべき方向をある程度示した中で改めて作成をしていただきましたので、どうしてもこの時期に間に合わなかったのが現状です。ただ予定としては、11月30日に7地区の地域づくり計画が今月中にまとまりますので、その発表会みたいな形で実施した中で各地区から町長へ地域づくり計画については報告をお願いしたいと考えています。

あと、これまでの策定経過につきましても、あくまでもまちづくり創造委員会を中心に素案として策定していただくと考えて、この1年間ずっと繋げてきました。ある程度素案として出てきて、町としての庁議にかけて、町としての方向性を出して、振興計画審議会に諮問して答申を頂いたところです。ですので、議会への説明という部分では、確かに今回私たちも反省しています。はじめ説明してから議決をえるまで時間がなかったなど私たちも感じていますけれども、議員のみなさんと計画自体を、中身を詰めていくということではなくて、町としてつくりあげた素案を議員の方々に説明して、議会としての承認を求めたいというふうに考えております。承認していただければ、来年から3年間の実施計画策定に進みますけれども、これもやはり実施計画自体は振興計画審議会に諮問して答申していただく。それによって実施計画が決定するということになります。議員の皆様へは1

月の中旬位に実施計画の説明というふうになりますので、これにつきましては、このスケジュールで今後進めていきたいと考えています。

◎町長（齋藤文英君）  
議長、町長。

◎議長（古川庄平君）  
齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）  
一つだけご理解いただきたい部分がございます。この振興計画につきましては、以前は基本構想しか議決案件ではありませんでした。その中で、会津坂下町議会の基本条例の中で基本計画も議決案件に入れるべきではないかと平成 23 年かな、そこでできたので、振興計画審議の中で振興計画が議決案件となったのは今回が初めてです。ですから、ご承知のように基本計画と実施計画が一体となっていますので、本来であれば数字を出しながらやっていくのが筋だとは思いますが、今回そういうことがありますので、基本計画の中でもやっぱり 10 年先の数値を明記するのは、するべきじゃないと思っていますし、出来なかったという部分があります。ですから、これから本来の意味では基本計画については実施計画の中で議員のみなさんと一緒に協議していきたいと考えていますので、その点をご理解いただきたいと思います。

◎議長（古川庄平君）  
他に質疑はございませんか。

◎5 番（小畑博司君）  
議長、5 番。

◎議長（古川庄平君）  
5 番、小畑博司君。

◎5 番（小畑博司君）  
第六次振興計画が第五次振興計画の検証の元できたと思いますけれども、後期基本計画に示されておりました、あるいは元々の第五次に示されておりました新庁舎建設は、防災拠点としてのこの老朽化した庁舎建設、あるいは町民体育館の建設、最重点プロジェクトとして後期基本計画の中では入ってますけれども、そういうところがどのように検証なされて、この計画のどこに入っているのかお伺いしたいと思います。

◎政策財務課長（荒井敏之君）  
議長、政策財務課長。

◎議長（古川庄平君）  
荒井政策財務課長。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

小畑議員お質しのとおり、第五次振興計画の後期計画の中で庁舎建設が位置づけられました。後期計画の期間内で庁舎建設に向けて進めてきましたが、やはり財政的な裏付けが必要だということで、そこがどうしても脆弱だったものですから、今回の第五次後期計画の中での新庁舎建設には至らなかったところです。創生委員会の中でもこの部分は話をしました。

説明もさせていただきまし、委員会の中での検証結果としましては、そういう事情であれば、新庁舎建設の延期も致し方ないという形で委員会の中では検証の報告として頂いたところです。第六次における新庁舎建設におきましては、36 ページの生活環境整備の中の重点的に進めるということで、快適でゆとりのあるまちづくりのところの3つ目に役場庁舎の建設ということで、財政シミュレーションの結果を踏まえて役場新庁舎建設を具体的に進めますという表記にさせていただきました。やはり先程の町長の答弁にもありましたように、前期計画につきましては財政健全化最重点期間としての位置づけも同時にありますので、前期の中で財政的基盤をきちんと見極めた中で、後期計画の中で具体的に建設に向けて、財政的な裏付けを取りながら進めていきたいと考えております。

◎5番（小畑博司君）

議長、5番。

◎議長（古川庄平君）

5番、小畑博司君。

◎5番（小畑博司君）

町民体育館の建設についても具体的に年次計画が示されてきたわけですが、これが今も繋がっているとすれば、どのように表されているのでしょうか。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

議長、政策財務課長。

◎議長（古川庄平君）

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

町民体育館につきましては想定外に早く除却しなければならない状況になってしまって、昨年度除却させていただきましたけれども、基本的な考えとしては、やはり新庁舎建設が先あって、新庁舎建設の後に町民体育館が建設されるというような形になると考えています。ですので、そこも含めながら町民体育館に変わる施設を建てなきゃいけないということは十二分に分かっていますので、そこを見据えた中での財政シミュレーションをきちんとたてていくという風に、それが大事だと考えています。まずは新庁舎を建設し、その後町民体育館のというような順番で今のところ考えております。

◎5番（小畑博司君）

議長、5番。

◎議長（古川庄平君）  
5番、小畑博司君。

◎5番（小畑博司君）  
それは、振興計画審議会の検討委員会でも検証され、そのような方向で合意をされていると受け止めているのでしょうか。

◎政策財務課長（荒井敏之君）  
議長、政策財務課長。

◎議長（古川庄平君）  
荒井政策財務課長。

◎政策財務課長（荒井敏之君）  
はい。委員会の中でもそういった流れにつきましてはご理解を頂いておりますし、今後策定されます実施計画の中でも、そういった形できちっと明文化していきたいと考えております。

◎議長（古川庄平君）  
他に質疑はありませんか。

◎5番（小畑博司君）  
議長、5番。

◎議長（古川庄平君）  
5番、小畑博司君。

◎5番（小畑博司君）  
これまでの振興計画の中では、指定管理につきまして、民間による運営などによって経費を削減していくということで、これを進めていくという方向があったわけですが、これまでも財政健全化の中で色々と議論はあるということはもちろん承知していますが、そういった財政運営等も含めて今までは振興計画の中に入っていたんですけれども、これほどのような検証がなされて、どういう方向に行こうとしているのでしょうか。

◎政策財務課長（荒井敏之君）  
議長、政策財務課長。

◎議長（古川庄平君）  
荒井政策財務課長。

◎政策財務課長（荒井敏之君）  
指定管理も含めて委託全般につきましては、やはり財政状況を踏まえた中で、県の財政診断の中でも坂下町は類似団体と比較して委託費が多いという指摘を受けております。そ

ういった中でやはり私たちとしては委託事業はきちっと見直していかなければならないと考えております。

必要な委託であれば必要な委託としてきちっと委託しながらも、逆にその委託内容の精査ですとか、町として実施しなければならない事業は委託ではなく直営に戻していくというような方向を見極めながら進めていきたいと考えていますので、現実的に委託につきましては、きちっと見直しを進めていかななくてはならないと考えております。

◎議長（古川庄平君）

他に質疑はございませんか。

◎8番（三橋薫君）

議長、8番。

◎議長（古川庄平君）

8番、三橋薫君。

◎8番（三橋薫君）

本日の第六次振興計画についての案件ですが、ちょっと私の考え方がずれているのかどうか分かりませんが、1ページを見て頂きたいと思います。今ほど町長から答弁がございましたが、通常的には町長の考えがここにあって、その考えの元に色んなアンダー30委員会とか、まちづくり創造委員会とかの考えを総合して、このような計画が出来てくると思うんですが、なぜ、ここに町長の挨拶、考え方が入っていないのか明確な答弁をお願いいたします。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

議長、政策財務課長。

◎議長（古川庄平君）

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

案としてお示しした計画は、あくまでも計画書として、こういう形になりますというのを想定して出しております。ですから計画書の中では、まずはじめに町長のあいさつを1ページに持ってきて、2ページに町民憲章を出したいと考えています。計画策定にわたる町長の考えの部分につきましては、あくまでも協働ということで、私たちと創造委員会のメンバーの色んな議論の中で素案としてつくりあげてきました。その協議の中では、やはり町長としての考え、町としての考えもその議論の中で、色々な事を話してきた中での結果としてこのような第六次基本構想、基本計画になったということでご理解をお願いしたいと思います。

◎8番（三橋薫君）

議長、8番。

◎議長（古川庄平君）

8番、三橋薫君。

◎8番（三橋薫君）

通常私の考えだと、こういう考えがあって、色んな人の考えを混ぜて審議して、こういう計画ができたというのがしかるべきだと思うんですが、なぜここに入れなかったのだけ町長、明確にお願いします。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（古川庄平君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）

振興計画案につきましては、ご承知の通り議決案件です。そういう意味では、基本構想になっている部分が町長としての方針だと考えて頂ければと思います。これが議決されて、しっかりとした町の振興計画と決まった場合に、それをどのような形でつくって、どういう思いでやるかという部分をあいさつ文として入れるのが、あり方だと私は思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

◎議長（古川庄平君）

他に質疑はございませんか。

◎5番（小畑博司君）

議長、5番。

◎議長（古川庄平君）

5番、小畑博司君。

◎5番（小畑博司君）

少し細かいところになるんですが、39ページに農林業の振興ということで③森林環境の整備と載っています。森林を守り育てるという事を、環境の整備を誰が行うのか、町民が主体となって生業として行うのであれば担い手の育成の中にも入ってくるのかなと思いますが、この辺は単にどこかの業者であるとか、あるいは森林組合だとか、そのようなところに任せようとしているのか、その辺がここから受け止めきれないんですけど、その辺についていかがですか。

◎産業課長（五十嵐吉雄君）

議長、産業課長。

◎議長（古川庄平君）

五十嵐産業課長。

◎産業課長（五十嵐吉雄君）

39 ページの担い手の育成、森林環境の整備の部分です。森林環境の整備の部分では、今年4月から森林経営管理制度がスタートいたしました。そういった中で、今後、森林環境の管理の部分で文言を整理させていただきました。

当然その中には、森林の担い手の育成という部分も包含した中で進めていくという風に理解しておりますので、森林の施業管理、森林の担い手の育成の部分も含めながら、この計画に入っているという部分で、今後実施計画の部分で3年間のローリングの中で、そういった育成も含めて実施していきたいという計画でございます。

◎5番（小畑博司君）

議長、5番。

◎議長（古川庄平君）

5番、小畑博司君。

◎5番（小畑博司君）

勉強不足で申し訳ないですが、27 ページ、健康づくりの③に食育の推進とありますが、食育という事について、私のイメージでは、幼児あるいは学校教育の中での食育というのが頭にありがちなんですけれども、ここで述べられているものは、高齢者等に対しても同様に食育を行っていきますよと、当然、生活習慣病等を抑制するために塩分を減らすかどうか、そういったことを含めた活動だと思いますが、一色単に食育ということになるのかどうか、食育という意味について、少し教えて頂ければと思います。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（古川庄平君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

この食育という背景に関しましては、国の方でも求めています、健康寿命の延伸というのが背景にあると思います。具体的な方法につきましては振興計画も大枠の中で進めているということを何度もご説明させていただきましたが、詳細につきましては実施計画の中で上げていきたいと思っております。

◎議長（古川庄平君）

他に質疑はありませんか。

質疑もつきたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

◎10番（五十嵐正康君）

議長、10番。

◎議長（古川庄平君）

10番、五十嵐正康君。

◎10番（五十嵐正康君）

私は、この第六次会津坂下町振興計画（案）に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。まず今回の計画につきましては、ばんげ創生まちづくり委員会、役場職員の方々も含め1年間かけて作り上げてくれた計画案でございます。そのご苦勞に対しまして感謝と敬意を表させていただきます。

今から20年前、竹内町政1期目の時に第四次振興計画策定に当たって前倒しで作られたわけでありすけれども、2001委員会というような協働のまちづくりのための委員会が組織されました。その時に私も最初から参画させていただいた経験がございます。あの時に坂下町にはまだ協働という仕組みがございませんでした。その協働の仕組みの中で第四次振興計画が策定され、その時の取り組みがきっかけになって今の坂下町の協働というまちづくりの根幹である部分が作られたという風に私は考えております。

その流れで第五次、第六次、この度の名称はばんげ創生まちづくり委員会という名前で組織されて住民参画の中、この計画案が作成されたわけでございますけれども、今回はより広い年代の町民の方々から意見を集約するという目的で、アンダー30若者集会というような取り組みもなされ、幅広い住民からの意見を集約した計画であると私は見えています。

その協働の取り組みの成果が今回の第六次会津坂下町振興計画案であるという風に私は考えます。その計画案に対して、我々議員は、より良い取り組みにさせていただくために意見や感想を述べさせていただくことはあるかもしれませんが、決して反対するようなものではないと私は考えております。坂下町の協働の取り組みが益々進展し、現在の坂下町の財政危機を町民、行政一体となって克服することを願って、賛成の意見とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

他に討論はありませんか。

◎5番（小畑博司君）

議長、5番。

◎議長（古川庄平君）

5番、小畑博司君。

◎5番（小畑博司君）

私はこの計画案に対して賛成の立場から討論させていただきます。冒頭に同僚議員からございましたように、この第六次振興計画案を作成する手法について発言がありまして、こんなに多くの会議を開きながらこの振興計画案が作られたことに対して、本当に敬意を表するものであります。ただ、町の最上位計画であるにも関わらず議員は、それが作られた後に意見を述べるあるいは質問する。そういうことしかできなくなってしまうことに対して私は危機感を感じております。

やはり、この委員会にかける前に素案を議会に提出する。そして第五次振興計画が進む中で間違っているのではないか、修正すべきではないかという意見を多々持っていると思

います。そう思うと、意見をすり合わせながら素案を練り直しそして委員会に持っていくべきではなかったのかと思います。それが固定化するものでなかったとしても、少なくとも議会の意見というのを聴衆する機会を事前に設けるべきではなかったのかと思います。

私たち自身が10年後、議員をやっている者が何人残っているか分かりませんが、少なくとも第五次振興計画を今進行しているわけでありまして、その中でそれぞれが持っている思い、そういうものを住民の代表として、事前に作成に活かしていくという進め方が必要だったのではないかというようなことを考えております。

いずれにしても、これから10年後に向けて、こうした細かい部分も含めて作成されたわけでありまして、議会全員協議会の中でも地域づくりについては、非常に分かりづらい。目指しているものがつかみにくかったと感じられております。ということは、委員会の中でも第五次振興計画の検証、それらが共通した認識となったものとして、それを基にした計画になっているのか不安に思う点もございました。しかしながら、今こうした計画が出された中において、10年後、素晴らしい町にするために是非活かしていただきたいということを申し上げて賛成討論といたします。

◎議長（古川庄平君）

他に討論はありませんか。

◎7番（山口享君）

議長、7番。

◎議長（古川庄平君）

7番、山口享君

◎7番（山口享君）

私も賛成の立場で討論いたします。振興計画とは長期的なまちづくりの方向性を示す町政の根幹となる計画であり、将来の目標実現に向かって取り組んでいくための必要な指針となるものであります。ばんげ創生まちづくり委員の皆様、ばんげ政策デザイン塾の方々、そして会津坂下町アンダー30まちづくり集会の方々が、本当に真剣に何回も何回も会議を尽くされ、一字一句考えて作られたものだと推察しております。

特にばんげ創生まちづくりの36名の方々は16回にも及ぶ会議を開催され、第五次振興計画の検証から第六次基本構想、基本計画の協議を真剣に色々な手法で取り組みながらディスカッションされ作成されたものと伺っております。大変な労力を費やされたことに対し敬意を表するものであります。

中身を拝聴しますと、地域づくりを一番に掲げ「みんながつながる、やっぱりばんげがいい」という基本理念の下、あえて目標指数を掲げない原点に立ったシンプルなものであります。まさに若者へのメッセージかと思います。以上のことから賛成討論といたします。

◎議長（古川庄平君）

他に討論はありませんか。

討論もつきたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第83号「第六次会津坂下町 振興計画基本構想 及び基本計画について」を採決いたします。この採決は、起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

◎議長（古川庄平君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付された案件の審議は、全部終了いたしました。

◎閉会の宣言

◎議長（古川庄平君）

これをもって、令和元年第2回会津坂下町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

(閉会 午前11時26分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年11月5日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員